

船橋市下水道事業への 民間活力の導入に向けた 説明会

令和6年7月11日（木）
12日（金）

船橋市建設局下水道部

はじめに

船橋市では、将来にわたって安定的に住民サービスを提供することを使命に、下水道事業を運営しておりますが、昨今は施設の老朽化に伴う業務量の増加や技術職員の減少等の課題が生じている状況です。

こうした課題の解決方策として、令和5年度に国土交通省により創設された、新たな官民連携手法の導入を検討しています。

説明概要

1. 市の事業概要とウォーターPPPについて
2. ウォーターPPP導入の考え方について
3. 今後のスケジュールについて
4. アンケート調査のお願い

1. 市の事業概要と ウォーターPPPについて

2

1-1. 船橋市の下水道

船橋市の下水道は、公衆衛生の向上、浸水の防除、公共用水域の保全を目的として、行政面積8,562ヘクタールの内7,110ヘクタールを下水道全体計画区域と定め、河川流域による地形的条件などによって市内を合計5処理区に分けて整備を進めています。



3

1-2. 船橋市の5処理区



	西浦処理区	高瀬処理区	津田沼処理区	印旛処理区	江戸川左岸処理区
排除方式	合流式 (一部分分流式)	分流式 (一部合流式)	合流式	分流式	分流式
計画面積	1,243ha	3,135ha	382ha	1,874ha	476ha
計画人口	95,100人	251,800人	38,200人	134,300人	36,600人
計画汚水量	69,780m³/日	145,880m³/日	20,670m³/日	65,450m³/日	17,390m³/日
処理場 (維持管理者)	西浦 下水処理場 (船橋市)	高瀬 下水処理場 (船橋市)	津田沼浄化 センター (習志野市)	花見川第二 終末処理場 (千葉県)	江戸川第二 終末処理場 (千葉県)

4

1-3. 船橋市の下水道事業の状況

- ・汚水整備について、数年後には市街化区域が概成する見込
 - ➡ 市街化区域概成後は、事業量を縮小し市街化調整区域の整備を進める
- ・雨水整備について、合流地区は概成しているが、分流地区の整備が遅れている
 - ➡ 今後は分流地区の雨水整備を積極的に進める
- ・管渠、処理場及びポンプ場の老朽化施設が増大している
 - ➡ 計画的な点検・調査及び修繕・改築により老朽化対策を実施している
- ・耐震性能を有していない施設がある
 - ➡ 重要な施設等について優先度を設定し、耐震対策を進めている

5

1-4. PPP/PFIとは

- 公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法です。

PPP = **P**ublic **P**rivate **P**artnership

(パブリックプライベートパートナーシップ；官民パートナーシップ型事業)

PFI = **P**rivate **F**inance **I**nitiative

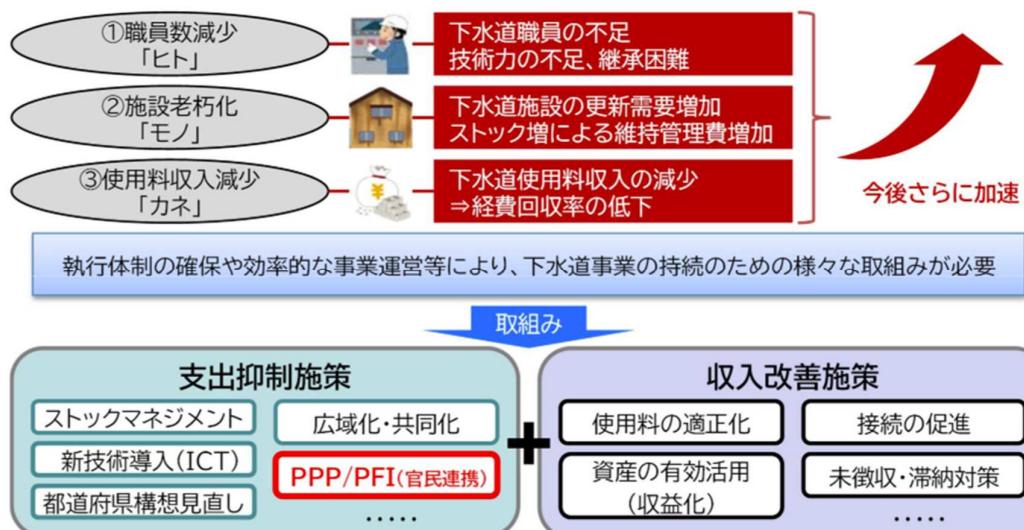
(プライベート ファイナンス イニシアティブ)

PPP/PFIの効果

- ✓ 公共のメリット………財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
- ✓ 民間事業者のメリット…新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
- ✓ 住民のメリット………地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

1-5. 下水道事業へのPPP/PFIの導入

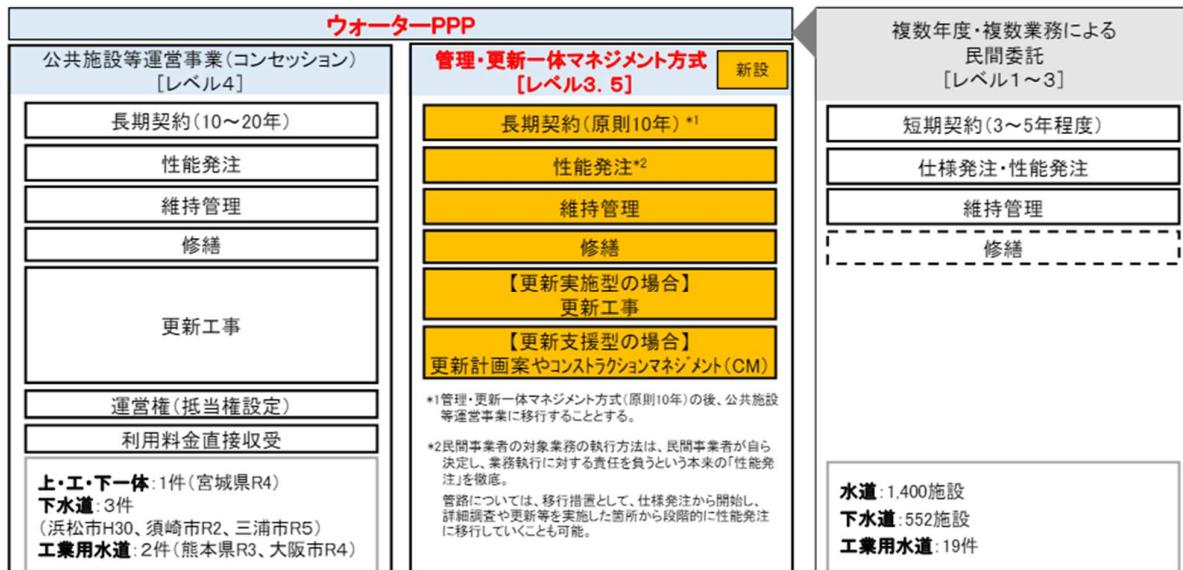
下水道事業においても、今後、さらに厳しくなる事業環境の中で、適切に施設を管理運営し、持続可能な下水道事業を実現していくことが求められています。そのような中、下水道施設の建設、維持管理、運営等において、**地方公共団体と民間事業者が連携して業務を実施するPPP/PFI(官民連携)**は有効な手法の1つとされています。



1-6.ウォーターPPPについて（1/3）

令和5年6月に、内閣府が示す「PPP/PFI推進アクションプラン」において、「ウォーターPPP」の活用が位置付けられました。

令和9年度以降に汚水管改築の交付金を受けるためには、「令和8年度中に市としてウォーターPPP導入を決定済み（公募を行う）であることが必要」とされました。



8

1-6.ウォーターPPPについて（2/3）

個別発注としていた委託を一体的に発注することで、従来の個別発注よりも官民双方にメリットが期待されます。



○各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
→（民間）業務が小さい・短い人手がかり利益も上げづらい。

○各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
○契約期間が長期▶スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
○各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

9

1-6. ウォーターPPPについて (3/3)

詳細な制度設計は現在国の方で進められていますが、充足要件が以下の4つ提示され、全国の地方公共団体（下水道事業）で検討が進められています。

ウォーターPPPの充足要件

要件①

維持管理と更新の一体
マネジメント

要件②

長期契約
(原則10年)

要件③

性能発注

要件④

プロフィットシェア

10

2. ウォーターPPP導入の 考え方について

11

2-1. 本市の抱える課題の解決に向けて

本市 下水道事業 が抱える 主な課題

- ・事業量が増加する中、限られた人員数で運営が必要
- ・資産老朽化に伴う修繕や再整備に係る事業量の増加
- ・ストック増加に伴う維持管理に係る事業量の増加

ウォーター PPP導入 による 期待効果

- ・長期契約・包括委託による契約の一元管理
➡ 事務負担の軽減
- ・維持管理・更新計画の策定・更新実施を一体的に発注
➡ 事業費の低減や効率化
- ・性能発注による事業者のノウハウの反映
➡ 維持管理や更新の高度化・効率化

12

2-2. ウォーターPPPの導入の考え方

導入に係る 考え方

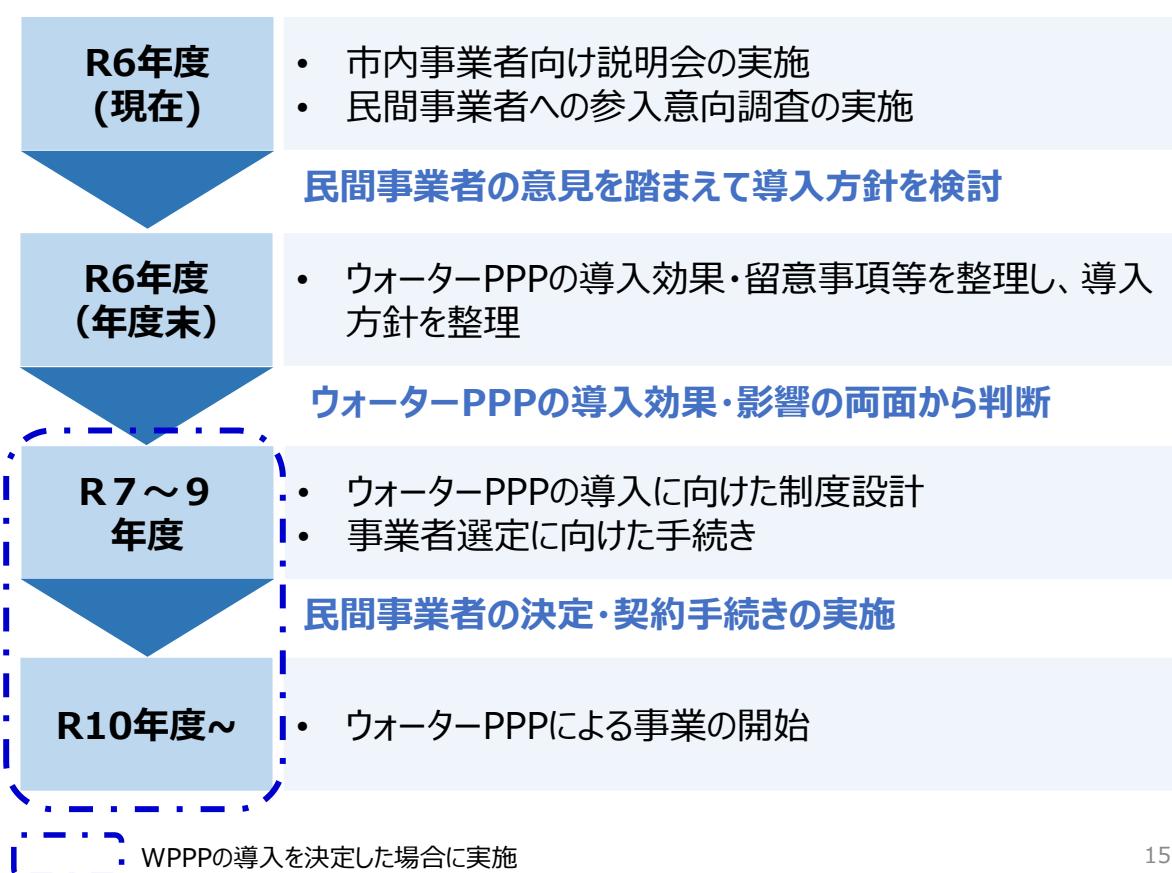
- ・ウォーターPPPの導入による効果・影響等を見極める必要
➡ 市域全体やすべての施設とせず、
対象範囲を一部の区域に限定することを想定
- ・国費支援の要件である維持管理と更新(改築)一体での事業実施
➡ 対象範囲は市が管理する処理場と管路を含めて
一体的に発注する想定
- ・令和9年度からの国費支援の要件を充足するスケジュール設定
➡ 令和8年度中に公募を開始
事業期間：令和10～19年度末の10か年を想定

- ✓ 導入効果や他への影響等について検討を実施
- ✓ 民間事業者への参入意向調査により市場性を確認

13

3. 今後のスケジュールについて

14



15